

島根県がん対策推進計画の全体構成（新旧対照）

(現行計画) 島根県がん対策推進計画 H25～H29	(第 3 期計画) 島根県がん対策推進計画 H30～H35
<p>第 1 章 計画策定の趣旨及び計画期間</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>2. 計画期間</p> <p>第 2 章 がんを取り巻く現状</p> <p>1. がんの罹患、死亡者等の状況</p> <p>2. がん医療提供体制の状況</p> <p>3. がん検診の状況</p> <p>4. 島根県がん対策推進計画 (H20～24 年度計画) の達成状況</p> <p>第 3 章 全体目標及び重点的に取り組むべき施策</p> <p>1. 重点目標</p> <p>(1) がんによる死亡者の減少</p> <p>(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上</p> <p>(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築</p> <p>2. 重点的に取り組むべき施策 項目廃止</p> <p>(1) がんの発生リスクの低減と早期発見によるがん予防の推進</p> <p>(2) がんの手術療法、化学療法・放射線療法に精通した医師等医療従事者の育成・確保</p> <p>(3) がんと診断された時からの緩和ケアを提供する体制の確立</p> <p>(4) がん患者及び家族等への支援</p> <p>第 4 章 分野別の施策及び目標</p> <p>1. がんの 1 次予防 (発生リスクの低減)</p> <p>2. がんの 2 次予防 (早期発見・早期受診)</p> <p>3. がん医療の充実</p> <p>(1) がん医療連携体制の強化</p> <p>(2) 各医療機関における医療提供機能の充実 (1)～(3)はア、イへ再編</p> <p>(3) 手術療法、化学療法、放射線療法の推進及び医療従事者の育成</p> <p>(4) 5 大がん (胃、肺、大腸、肝臓、乳) 以外のがん・小児がんの対策</p> <p>4. 緩和ケアの推進</p> <p>(1) 緩和ケアに携わる医療従事者の育成</p> <p>(2) 在宅における緩和ケア提供体制の推進</p> <p>(3) 緩和ケアの普及啓発</p> <p>5. 患者・家族等への支援</p> <p>(1) がん相談支援体制の充実</p> <p>(2) がん患者団体等への支援 (2)はア、イ、ウ、エ、オへ再編</p> <p>(3) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応</p> <p>6. がん登録の推進・活用</p> <p>(1) がん登録の推進</p> <p>(2) がん登録の活用</p> <p>7. がんに関する普及啓発・情報提供の推進</p> <p>(1) がんに関する普及啓発の推進</p> <p>(2) がんに関する情報提供の推進</p> <p>8. がんに関する教育・研究の推進</p> <p>(1) 子どもに対するがん教育の推進</p> <p>(2) がん医療従事者等の育成・研究の推進</p> <p>第 5 章 計画の推進に係る各機関の役割</p> <p>第 6 章 計画の推進及び評価</p> <p>1. 計画の推進</p> <p>2. 計画の評価</p> <p>第 7 章 施策の行動計画</p>	<p>第 1 章 島根県がん対策推進計画について</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>3. 計画の期間</p> <p>第 2 章 がんを取り巻く現状</p> <p>1. 人口の状況等</p> <p>2. がんの罹患・死亡等の状況</p> <p>3. 第 2 期島根県がん対策推進計画の総括</p> <p>第 3 章 基本理念及び全体目標</p> <p>1. 基本理念及び全体目標</p> <p>2. 計画の体系</p> <p>第 4 章 分野別施策と個別目標</p> <p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(1) がんの 1 次予防 (発生リスクの低減)</p> <p>(2) がん検診 (早期発見・早期受診)</p> <p>ア 精度管理の徹底</p> <p>イ 働き盛り世代への受診率向上対策</p> <p>2. 患者本位で将来にわたって持続可能な、しまねらしいがん医療の実現</p> <p>(1) どこに住んでいても安心してがん医療が受けられる体制の推進</p> <p>ア 拠点病院体制の維持及び医療機能の向上</p> <p>イ 拠点病院と地域の病院等の連携・機能分担の推進</p> <p>ウ 高度医療等へのアクセス</p> <p>(2) 切れ目のない緩和ケアの提供</p> <p>ア 緩和ケアに携わる医療従事者の育成</p> <p>イ 在宅における緩和ケア提供体制の推進</p> <p>ウ 意思決定支援</p> <p>3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(1) 患者・家族の治療や悩みが軽減するための支援</p> <p>ア がん相談支援体制の充実</p> <p>イ 正しい情報の提供</p> <p>ウ ピアサポートの充実</p> <p>エ 自分らしくあるための社会生活支援の充実</p> <p>オ ライフステージ別支援の実施</p> <p>(2) がんを正しく理解し、がんに向き合うためのがん教育</p> <p>ア 子供への教育</p> <p>イ 県民への教育</p> <p>4. PDCA サイクルに基づいた計画の推進</p> <p>(1) がん登録</p> <p>(2) 計画の推進体制</p> <p>(3) 計画の評価・改善</p> <p>(4) 計画のロードマップ</p>

次期がん対策推進計画の全体構成

がん対策推進基本計画（国の次期現行計画案）	島根県がん対策推進計画（第 3 期計画案）H30～H35
<p>はじめに</p> <p>第 1 全体目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2. 患者本位のがん医療の実現 3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 <p>第 2 分野別施策と個別目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) がんの 1 次予防 (2) がんの早期発見、がん検診（2 次予防） 2. 患者本位のがん医療の実現 <ol style="list-style-type: none"> (1) がんゲノム医療 (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実 (3) チーム医療の推進 (4) がんのリハビリテーション (5) 支持療法の推進 (6) 希少がん、難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策） (7) 小児がん、AYA 世代のがん、高齢者のがん対策 (8) 病理診断 (9) がん登録 3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 <ol style="list-style-type: none"> (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 (2) 相談支援、情報提供 (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援 (4) がん患者の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援） (5) ライフステージに応じたがん対策 4. これらを支える基盤の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) がん研究 (2) 人材育成 (3) がん教育、がんに関する知識の普及啓発 <p>第 3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係者等の連携協力のさらなる強化 2. 都道府県による計画の策定 3. がん患者を含めた国民の努力 4. 患者団体等との協力 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 6. 目標の達成状況の把握 7. 基本計画の見直し 	<p>第 1 章 島根県がん対策推進計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 <p>第 2 章 がんを取り巻く現状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口の状況等 2. がんの罹患・死亡等の状況 3. 第 2 期島根県がん対策推進計画の総括 <p>第 3 章 基本理念及び全体目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念及び全体目標 2. 計画の体系 <p>第 4 章 分野別施策と個別目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) がんの 1 次予防（発生リスクの低減） (2) がん検診（早期発見・早期受診） <ol style="list-style-type: none"> ア 精度管理の徹底 イ 働き盛り世代への受診率向上対策 2. 患者本位で将来にわたって持続可能な、しまねらしいがん医療の実現 <ol style="list-style-type: none"> (1) どこに住んでいても安心してがん医療が受けられる体制の推進 <ol style="list-style-type: none"> ア 拠点病院体制の維持及び医療機能の向上 イ 拠点病院と地域の病院等の連携・機能分担の推進 ウ 高度医療等へのアクセス (2) 切れ目のない緩和ケアの提供 <ol style="list-style-type: none"> ア 緩和ケアに携わる医療従事者の育成 イ 在宅における緩和ケア提供体制の推進 ウ 意思決定支援 3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 <ol style="list-style-type: none"> (1) 患者・家族の治療や悩みが軽減するための支援 <ol style="list-style-type: none"> ア がん相談支援体制の充実 イ 正しい情報の提供 ウ ピアサポートの充実 エ 自分らしくあるための社会生活支援の充実 オ ライフステージ別支援の実施 (2) がんを正しく理解し、がんに向き合うためのがん教育 <ol style="list-style-type: none"> ア 子供への教育 イ 県民への教育 <p>第 5 章 PDCA サイクルに基づいた計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) がん登録 (2) 計画の推進体制 (3) 計画の評価・改善 (4) 計画のロードマップ